

「子ども・子育て支援新制度」が始まります

すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。そこで、これまでの制度との変更点のうち、特に町民の皆さんにかかわることをお知らせするとともに、町の新たな取り組みをご紹介します。

新制度で保育所・幼稚園の利用はどう変わる？

「保育の必要性」の認定が必要になります

新制度では、幼稚園、保育所または保育園（以下「保育所など」と表記）などを利用する場合、その申込書のほか、**教育・保育の必要性**に応じた支給認定を申請し、町から認定証を受ける必要があります。支給認定は1号〜3号の区分（表1）によって利用できる施設や手続きが異なります（手続きの流れは表3）。

また、2号・3号認定は保育を必要とする事由（表2）に該当する場合に受けられますが、**保育の必要量（時間数）**に応じて、「**保育標準時間**（主にフルタイムの就労などを想定した、おおむね11時間の利用）」と「**保育短時間**（主にパ

トタイムの就労などを想定した、おおむね8時間の利用）」に区分されます。

ただし、幼稚園は、新制度へ移行せず現行制度のまま継続する施設の場合、支給認定の申請は必要ありません。

■施設（事業）利用の手続き
来年度4月から幼稚園や保育所などを利用するための手続

◎表1 支給認定区分

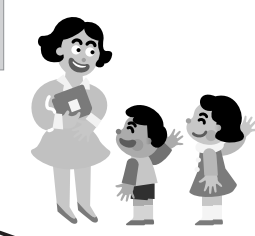
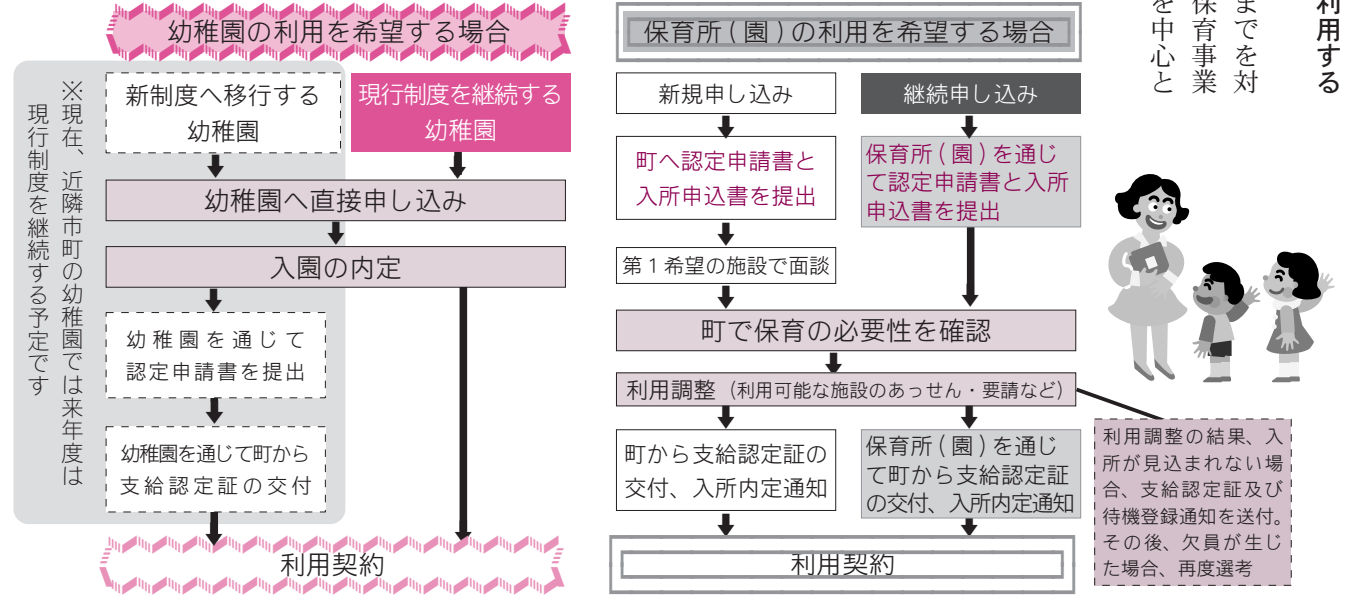
支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	※認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする子ども(表2参照)	※認定こども園、保育所(園)
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする子ども(表2参照)	※認定こども園、保育所(園)、地域型保育事業

注) ※現在大河原町にない施設です。

◎表2 保育の必要な事由

- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障がい
- ・同居または長期入院などをしていいる親族の常時介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む）
- ・就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

◎表3 幼稚園・保育所（園）の利用手続き



利用調整の結果、入所が見込まれない場合、支給認定証及び待機登録通知を送付。その後、欠員が生じた場合、再度選考



桜保育所の元気な子どもたち

■利用申込受付は11月から
平成27年度の町内保育所などの利用申し込みは、11月を予定しています。

税額をもとに算定しています。来年度からは町民税額をもとに算定する予定です。具体的な保育料額は、国の基準を上限として町が定めることとなります。詳細が決まり次第お知らせします。

■保育料はどうなる？
保育所などの保育料は、現在、保護者の町民税及び所得

町独自の取り組み

「子ども・子育て支援事業計画」策定中

町では、新制度の趣旨を実現するため、昨年12月に実施した子育て支援に関するニーズ調査結果を踏まえ、平成27年度から平成31年度まで5年間の「大河原町子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

また、町の条例に基づき「大河原町子ども・子育て会議」を設置し、現在、町の子ども・子育て支援に関する施策などの審議を通して、来年度3月策定の「子ども・子育て支援事業計画」へ反映させていきます。

計画の内容については、町ホームページや広報などで随時お知らせしていきます。

その他、さまざまな子育て支援事業を行います

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）や利用者支援事業など、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行います。



まいる児童クラブ

◎一時預かり事業
保護者などの用事やリフレッシュなどの際に、一時的に子どもを預かります。

◎放課後児童クラブ
保護者の就労などにより、小学校の放課後及び土曜日に保護者が家庭に不在である児童が、安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、遊びや生活を通じて児童の健全育成を図ります。

主な子育て支援事業

◎地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
乳幼児やその保護者に相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供などの支援を行います。

◎利用者支援事業
子どもやその保護者に対して、幼稚園・保育所などや子育て支援事業などの情報提供、また必要に応じて専門的な相談や助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを図ります。

「子ども・子育て支援新制度説明会」を開催します。

来年度から保育所や放課後児童クラブなどの利用を検討しているかたは、ぜひご参加ください。（詳細は、おしらせばん10月1日号でお知らせします）

日時/10月19日④
午前10時〜11時30分
会場/世代交流いきいきプラザ 定員/100人
※託児を有意します
(先着10人程度まで)
申込/10月17日④まで、子ども家庭課へお申し込みください

◎子ども家庭課 ☎53-2251